

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	福祉有償運送支援事業	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
基本 施策	06 高齢者の健やかな生活を支える	目	01	社会福祉総務費
		細目	185	地域福祉推進事業
行革大綱の重点事項番号		6	細々目	55 福祉有償運送支援事業
担当部課	コード	130500	担当者 氏名	廣岡 奨
	名称	健康福祉部 介護高齢福祉課		
			連絡先	26 - 3940 (内線) 2671

事務事業の概要(Plan)

【全体事業計画】

対象(誰を、何を)	福祉有償運送を必要とする地域住民	※対象件数
成果(どうする)	福祉有償運送を必要とする住民がサービスを受けられる。	
根拠法令・要綱等	伊賀市福祉有償運送支援事業実施要綱	
開始年度	平成 22 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
事業概要	福祉有償運送を実施する法人に対して、次の補助を行う。 ①事務所費補助 ②車両維持費補助 ③普及促進事業補助(福祉車両購入、講習受講)	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	民間委託等
2 配置(予定)人員	人
3 年間運営費(見込)	千円
4 年間収入(見込)	千円
5 市内の類似施設	

【検証指標】

活動指標	指標名	単位	現状値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
	福祉有償運送法人登録数	団体	6	7	7	7
	福祉有償運送利用会員者数	人	4,835	4,850	4,900	4,950

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	目標値			
				現状値 H21	H22	H23	H24
	福祉有償運送法人登録数	安定的な福祉有償を行うことができる下地として	団体	6	7	7	7
	福祉有償運送利用会員者数	安定的な福祉有償が行われているかを比較する指標として	人	4,835	4,850	4,900	4,950

【投入コスト】

投入コスト	H22 所要額		H23 所要額		H24 所要額		H25 所要額	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
直接事業費計(A)	3,600	5,000	5,000	5,000				
Aの財源内訳	国庫支出金							
	県支出金	600	600	600	600			
	地方債							
	その他							
	一般財源	3,000	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	
	事業投入人件費(B)	0.1人 720	0.1人 720	0.1人 720	0.1人 720			
	フルコスト(A)+(B)	4,320	5,720	5,720	5,720			

【事務事業企画の背景、状況変化見通し、市民意見等】

この事務事業を新たに企画した背景は何か？
福祉有償運送を行う法人の運営状況を調査すると、走れば走るほど赤字となる状況であった。福祉有償運送を必要とする住民が多数いる中で、それを担う法人の運営が安定しないと、住民に対し多大な影響を与えることが懸念されるため、補助金制度を創設した。

この事務事業を取り巻く状況(対象や根拠法令等)は、今後どのように変化していくか？(見通し)
補助金制度が無い場合を想定すると、赤字が続く法人は福祉有償運送から撤退すると見込まれる。道路運送法施行規則第51条の15等により、運送の対価を「タクシーの上限運賃のおおむね1/2の範囲内」としており、収入増が見込めない。

この事務事業に対して関係者からどのような意見や要望が寄せられているか？
赤字が累積し、福祉有償運送を担う団体が撤退していくことを危惧している。交通計画で福祉有償運送を明確に位置づけてほしい。

本事務事業は、どのような状態になれば完了とみなす(休止・廃止となる)か？また、その目安はおおよそ何年後か？

【事前評価】

該当項目に○をつけてください。		【特記事項】
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	伊賀市福祉有償運送支援事業実施要綱
	個人のみだけでは対応し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	
有効性	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事務事業	
	民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	
	事務事業を実施しない場合の市民への影響は大きい。	
効率性	基本施策の目的を実現するために事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。	【根拠】 ○ 事務事業を実施しない場合、近い将来、福祉有償運送を行う法人が減少し、サービスを必要とする住民がサービスを受けられない状況になると思われる。
	社会経済情勢・市民ニーズなどから、緊急性は高い。	
	事務事業の対象・成果の設定は妥当である。	
	事業費や整備後の管理経費の算定にあたって、コスト削減策を考えている。また、将来のコスト増要因について対策を考えている。	
	受益と負担の公平性が考慮されている。	
【比較検討結果】	本事務事業と類似の目的・手段をもつ事業がある。	【事業名称 今後どのように連携して成果向上を図るか】
	本事務事業の企画に際して、代替案を検討した。	
	本事務事業の実施にあたって、廃止又は統合する事業がある。	
	コストに見合った効果が見込める。	
	将来的に民間等への移管が可能である。	

担当課長氏名	事業実施に対する担当課長の意見
植田 美由喜	福祉有償運送を必要とする市民が継続してサービスを受けるためには、継続的な事業実施が必要である。